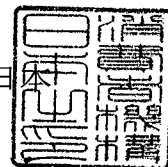


2013年(平成25年)7月31日

株式会社東急スポーツオアシス  
代表取締役 平塚 秀昭 様

適格消費者団体 消費者機構日本  
特定非営利活動法人



会長 青山 侑  
理事長 芳賀 唯史

## 申入れおよび問い合わせ

私ども消費者機構日本(以下「当機構」)は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

当機構において貴社のオアシス施設利用規程(以下、「本件規程」という。)及び貴社に対する苦情等を検討した結果、下記の問題点があるとの結論に達しました。そこで、当機構は貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり、第1の事項につき申し入れます。

また、第2ないし第5の事項につきお問い合わせいたします。

つきましては、本申入れおよびお問い合わせ事項に対する貴社の文書による回答を2013年9月6日(金)までに当機構にお寄せください。(回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスなどを記載ください。)なお、申入れ事項については、第11次国民生活審議会の消費者行政報告「サービス取引における約款の適正化について」「第2章 個別約款の適正化について II スポーツクラブの会則等」において、提言された適正化の方向性でもあります(消費者庁HPのURL:

[http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc11/houkoku\\_b/spc11-houkoku\\_b1-2\\_II.html](http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc11/houkoku_b/spc11-houkoku_b1-2_II.html))。

尚、本件につきましては、一定の結論が出た段階で本書面の内容、貴社のご回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

## 申入れ事項

### 第1 本件規程第23条 会社の免責

[会社の免責]

#### 第23条

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 1. 申入れの趣旨

今後消費者との間で、契約の締結をする際、本件規程第23条（以下、「本条項」という。）を含む意思表示を行わず、また本件規約からこれを削除することを求めます。

#### 2. 申入れの理由

(1) 消費者契約法8条1項1号および同3号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項(1号)、②消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項(3号)をいずれも無効とすると規定しています。

(2) 本条項は、貴社の施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について、貴社に軽過失がある場合であっても、貴社は一切の損害賠償を負わないと読むことができるところ、かかる内容の規定は貴社の軽過失による債務不履行又は不法行為の責任の全部を免除する趣旨と解されますので、消費者契約法8条1項1号および同3号により無効となります。

## お問い合わせ事項

### 第2 本件規程第27条 閉鎖又は利用制限

第27条（閉鎖又は利用制限） 会社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

(1号ないし5号 略)

①本件規程第27条各号に該当する場合には、既払いの会費は返還されるのでしょうか。

②閉鎖・利用制限の時点のどのぐらい前からその旨の連絡がなされるのですか。

ようか。その連絡方法はどのようなものでしょうか。

- ③閉鎖・利用制限については、貴社の他のクラブにて、施設の利用が可能となるような措置はとられるのでしょうか。

### 第3 本件規程25条 諸料金の変更

第25条（諸料金の変更） 会社は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

諸料金の改定の際には、改定のどのぐらい前にその旨の連絡がなされるのでしょうか。その連絡方法はどのようなものでしょうか。

### 第4 本件規程28条 細則

第28条（細則等） 本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

- ①細則に定める事項と規程の定める事項の峻別はどのようになされているのでしょうか。
- ②細則には会員との権利義務の変動をもたらす事項が含まれているのでしょうか。なお、細則に会員との権利義務の変動をもたらす事項が含まれるときには、細則の提供をお願いいたします。

### 第5 本件規程29条 規程の改定

第29条（規程の改定） 本施設は次の各号に基づき、規定の改定を行います。

1. 会社は必要に応じて本規程及び細則等を改定することができます。会員は本規程の改定が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
2. 会社は前項により規程等を改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものとします。

- ①重要な案件と軽微な案件の区別はどのような基準で行われているのでしょうか。
- ②「通知」「提示」に関して、事前にどのぐらいの周知期間をとるものなのでしょうか。

資料1：貴社のオアシス施設利用規程

資料2：第11次 国民生活審議会 消費者行政部会報告（第2章 個別約款の

適正化について II スポーツクラブの会則等)

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

専務理事 磯 辺 浩 一

事務局 坂 本 貴 生

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15

主婦会館 プラザエフ 6階

T E L 03-5212-3066

F A X 03-5216-6077

以上

フィットネスクラブ・スポーツクラブ  
株式会社東急スポーツオアシス

資料・1]



TOP ご入会案内 ネットde入会 施設利用規程

## オアシス施設利用規程

本規程は、株式会社東急スポーツオアシスが運営管理する各施設(以下総称して「本施設」という)の利用に関して定めるものです。

### 第1条 (運営管理会社)

本施設の運営管理会社は株式会社東急スポーツオアシス(以下「会社」といいます。)があたります。

### 第2条 (目的)

本施設はスポーツを通じて、会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互のコミュニケーションを深め、併せてスポーツ文化の普及に寄与することを目的とします。

### 第3条 (会員)

会社が本施設の利用を承認した方を会員といい、その種類は各施設ごとに定めます。尚、会員種類の廃止、利用条件の変更については事前に告知するものとします。

### 第4条 (入会資格)

本施設の会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。

#### 記

1. 本施設の目的と主旨に賛同し施設利用規程、その他の規則を守る方
2. 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
3. 成年被後見人及び被保佐人でない方
4. 刺青(ファッションタトゥーを含む)をされていない方、及び、暴力団関係者でない方
5. 心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
6. 各施設ごとに定められた年齢以上の方および年齢に満たない方で会社が特に審査のうえ適切と認めた方
7. 20才未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を所定の書類にて得た方。この場合、保護者は規程に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
8. 過去に除名となっていない方(他社を含む)、過去に会員として在籍して会費・諸料金を滞納していない方
9. その他会社が入会に適さないと判断した以外の方

### 第5条 (入会手続)

入会手続については以下の通りとします。

#### 記

1. 本施設の利用を希望される方は、所定の申込用紙に所要事項を記載し、所定資料を提出して入会申込手続きを行い、会社が定める入会金、及び最初の2か月分の会費(法人は12か月分)、事務手数料を納入していただきます。
2. 会員の資格は、前号に定める事項の全部を完了し、会社の審査を経て、会社の承認を得られたときに発生します。

### 第6条 (入会金)

入会金は会社が別途定める金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返金いたしません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返金いたします。

### 第7条 (会費)

会費は会社が別に定める額とし、会員は会社が定める方式により会費をお支払いいただけます。尚、会員制クラブですのでご利用のない月も会費のお支払いは必要となります。

### 第8条 (会費の返金)

半年・年一括払いにて会費を納入済みの会員種類においては、会費有効期限内に退会を申し出られた場合、第17条に従って所定の退会手続きの上、退会される月までの会費を月払いに換算し、お支払済み会費との差額を返金いたします。尚、半年・年一括払い以外の納入済み会費は理由の如何にかかわらず返金いたしません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返金いたします。

### 第9条 (利用資格)

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

#### 記

1. 飲酒・体調不良等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した方
2. 刃物等危険物をお持ちの方

3. 月会費の滞納がある方
4. その他第4条の各号を満たすことができない方

#### 第10条 (会員証)

1. 会社は会員に資格を証するため会員証を交付します。
2. 前項により会員証を交付された会員は本施設の入場の際に会員証を持参して提示するものとします。(法人会員は利用券によります)
3. 会員証は他人に貸与、譲渡できません。
4. 会員は第15条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還するものとします。

#### 第11条 (更新)

期間の定めのある会員が、期間満了月の10日(10日が休館日の場合は前営業日)までに文書による退会の届出がない場合は、同一条件にて自動更新とさせていただきます。尚、その際会社が定める更新料を納入していただきます。

#### 第12条 (利用料)

会員は施設を利用する場合、会社が別に定める利用料を支払うものとします。

#### 第13条 (施設利用)

1. 会員はその種類に応じ本施設を利用できます。利用範囲については細則に定めます。
2. 会社は本施設の一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。
3. 会社は施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。
4. 会社は下記の事由により施設の利用を制限することができます。
  1. 施設の改修、点検を行うとき
  2. 会社の主催する特別行事を開催するとき
5. 第21条に定める休業日においては、施設の利用はできません。

#### 第14条 (会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は、会社が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

#### 第15条 (会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

##### 記

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 法人会員が解散又は破産・民事再生・会社更生の申し立てを行ったとき又はされたとき
4. 第4条に定める会員資格に適合しなくなったとき
5. 第16条により除名されたとき

尚、会員資格の喪失時期は2, 3, 4及び5項については会員が該当したその時、1項については第17条に記載する退会時期となります。

#### 第16条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。

##### 記

1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
2. 本規程、細則その他会社の定める規則に違反したとき
3. 本施設又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
4. 他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序を乱したとき
5. 本施設の設備等を故意に損壊したとき
6. 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
7. 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき
8. その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
9. 本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
10. 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑させたとき

上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

#### 第17条 (退会)

会員が退会する場合には、退会希望月の10日(10日が休館日の場合はその前営業日)までに所定の手続きを経て、退会希望月の末日に退会できるものとします。尚、退会希望月の10日(10日が休館日の場合はその前営業日)までに所定の手続きを完了していない場合は退会希望月の翌月末日の退会となります。滞納の会費がある場合は完納いただきます。退会後もお支払い義務を負うものとします。

#### 第18条 (ビジター)

会社は施設に余裕がある場合に会員(スクール会員を除く)の同伴もしくは紹介又は会社の承認に基づき、会員以外の方(以下ビジターといいます)に施設を利用させることができます。ビジターの利用料に関しては別途定めます。

#### 第19条 (運営管理)

本施設は次の各号に基づき、運営管理を行います

## 記

1. 本施設の運営管理は会社の責任において行います。
2. 会員は本施設の運営管理について意見を述べるすることができます。
3. 会社は施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じ変更することができます。

## 第20条（諸規則の遵守）

会員及びビジターは本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに会社が別に定める規則に従うものとします。

## 第21条（休業日）

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

## 第22条（営業時間）

各施設の定める営業時間とします。

## 第23条（会社の免責）

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第24条（会員の責任）

会員が本施設の利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。又、会員が同伴もしくは紹介したビジターについては同伴した会員が連帯して責を負うものとします。

## 第25条（諸料金の変更）

会社は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

## 第26条（変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届を提出するものとします。又会社の会員に対する通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

## 第27条（閉鎖又は利用制限）

会社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

## 記

1. 法令が制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
2. 天災・地震その他不可抗力の事態が発生したとき
3. 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
4. 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
5. 会社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

## 第28条（細則等）

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

## 第29条（規程の改正）

本施設は次の各号に基づき、規定の改定を行います。

1. 会社は必要に応じて本規程及び細則等を改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
2. 会社は前項により規程等を改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものとします。

## 第30条（発効）

本規程は平成24年3月1日より発効とします。

## 細則（禁止事項）

施設内において以下に該当する行為を禁止します。

## 他の会員との協調を欠く行為

- 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押しやり、拘束する等の暴力行為。
- 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフに恐怖を感じる危険な行為。
- 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。

設備の管理運営の秩序を乱す行為

- クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- 設備を故意に損壊する行為。
- 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- 施設内での喫煙。
- 酒気を帯びての利用。
- 許可なく館内の撮影をすること。
- 施設内の落書き。
- 動物を館内に持ち込むこと。
- 指定箇所以外での携帯電話の使用。

(2012年3月1日 改定)



キッズスクール  
子供教室



シニア向け教室  
介護予防プログラム



法人のお客様  
法人担当者様



OASIS × 楽天  
オンラインショップ



ダンススクール  
THE☆STAGE



会社案内

「ひと、とき、輝く。」 東急スポーツオアシス

オアシスに関わるすべての「ひと」が、同じ時代という「とき」を得て、オアシスという場所で出会うことで輝いていく。

そんなフィットネスクラブ・スポーツクラブでありたいと願っています。

スポーツジム、プール、スタジオプログラムなどの施設体験・見学は随時受付中です。是非お近くのオアシスで気持ちの良い汗を流しましょう。

■首都圏

**東京** RAHEEL恵比寿 新宿店 青山店 十条店 赤塚店 金町店 本駒込店  
聖路加ガーデン店 多摩川店 雪谷店 武蔵小金井店 南大沢店

**埼玉** 川口店 浦和店

**神奈川** SMART本厚木 武蔵小杉店 港北店 戸塚店 横須賀店

■近畿・広島圏

**大阪** 江坂店 茨木店 梅田店 心斎橋店 クラブウエスト心斎橋 あべの店  
鶴ヶ丘店 狭山店

**兵庫** 住吉店 三宮店

**広島** 広島店 広島駅店アルフェ

フィットネスクラブ・スポーツクラブ【東急スポーツオアシス】

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| トップページ                | オアシスでできること    |
| 店舗一覧(首都圏/近畿圏・広島エリア)   | 初めてのオアシス      |
| ご入会案内                 | スクール          |
| 見学のご案内(ジム・スタジオ・プールなど) | フィットネスお役立ち情報  |
| 体験のご案内(ジム・スタジオ・プールなど) | 法人の皆さまへ       |
| 初めてのフィットネスクラブ・スポーツクラブ | インストラクターの皆さまへ |
| 料金プラン                 |               |

- 会社概要
- 個人情報保護ポリシー
- サイトポリシー
- お問い合わせ
- サイトマップ
- オアシスWEB会員サイト
- 採用情報
- アルバイト募集

東急スポーツオアシスグループリンク

- オアシスキッズスクール
- 法人サービス
- インストラクターサポート・I-Real
- THE☆STAGE
- 「オアシス × 楽天」オンラインショップ
- 天然温泉スパ・ガーディッシュ
- 企業サイト
- 中高年シニアプログラム

Copyright(c) TOKYU SPORTS OASIS All rights reserved.



国民生活審議会

II スポーツクラブの会則等

[資料・2]

II スポーツクラブの会則等
1 スポーツクラブの現状
2 会則等適正化の方向

II スポーツクラブの会則等

1 スポーツクラブの現状

- (1) 近年、自由時間の増加や健康についての関心の高まりを背景に、技術の向上や勝敗よりも健康の維持に重点を置いて日常生活の中で楽しみながら行うスポーツに対する関心、需要が増加してきている。
- (2) これに伴い、スポーツクラブの数も急増し、昭和62年10月には、テニスクラブ約1,500、スイミングクラブ約1,500、アスレ・ヘルスクラブ約650(それぞれの業界団体の調べ)となっている。  
なお、テニスクラブ、スイミングクラブはそれぞれテニス、水泳を行うものであるが、アスレ・ヘルスクラブとは、健康の保持、体力の維持・向上のため、専門指導員を置き、トレーニング・ジムその他の屋内運動設備等の施設を備えて特定の人を対象に継続的に単一又は複数の種目の運動をさせるものである。
- (3) スポーツクラブは、ほとんどが会員制の形式をとっているが、施設の利用率を上げるため、会員以外の一般人の利用を認めたり、スクールを開設したりしている。  
スポーツクラブの主たる利用形態である会員制の場合、長年にわたって契約を継続しなければならない場合が多く、また、施設に多額の金銭を支払うことに伴って様々な問題が発生することから、ここでは会員制を中心にスポーツクラブの会則等に係る問題点及びその適正化の方向を検討することとする。
- (4) スポーツクラブの料金は、一般に、入会金、保証金、会費、利用料の4種類で構成される。ただし、このうちの1～3種類のみで構成されているクラブも多い。  
入会金は、入会に際して支払うもので、クラブによっては一定の期間を設け、その期間経過後、再度徴収している。  
保証金は、入会時に会社が預かるもので、一定の据置期間の後、未払金を控除した上で、会員からの申し出により退会に際し無利息で返還される。  
会費は、月単位又は年単位が多く、まとめて支払った際は割引をしたり、銀行口座振替制をとるクラブも多い。  
利用料は、クラブを利用する都度、支払うものであり、クラブによっては利用料を全く徴収しないものもある。  
金額は、種目により、また、施設により、かなりのバラつきがあるが、高いものは入会金と保証金の合計が数百万となる場合もある。
- (5) スポーツクラブについては、施設の建設の際に建築基準法(昭和25年法律第201号)等による規制があり、プールに関しては保健所により水質検査が行われているほか、法令、通達による規制は特にない。
- (6) 種目別に業界団体が設立されているが、テニスクラブについては、昭和58年4月に任意団体である「日本テニススクールクラブ協会」が設立され、62年10月現在、加盟経営体45社、クラブ数約170となっている。  
スイミングクラブについては、「日本スイミングクラブ協会」が昭和62年4月に社団法人となり、62年9月末現在、加盟経営体636社、クラブ数 980となっている。  
アスレ・ヘルスクラブについては、「日本健康スポーツ連盟」が昭和62年10月に財団法人となり、62年10月末現在、加盟経営体60社クラブ数約300となっている。
- (7) スポーツクラブの会員からの苦情には次のようなものがある。これらの中には会則の問題というより不良業者の問題とでも呼ぶべきものがかなり多いが、その背景には、スポーツクラブを管理・運営する会社と会員の間の権利義務関係及びトラブルの際の処理の基準等を明定した契約条件が事前に会員に開示されていなかったり、また、会員の側もそのような契約条件の検討を十分行わないまま契約を締結してしまうという要因が大きいものと考えられる。  
ア、「キャッチセールスで不当な勧誘を受け、スポーツクラブの入会契約をしたので解約したいが、会社側は契約をたてに解約に応じないなど勧誘・販売方法に関するもの  
イ、「施設が混雑して利用できないので解約したいが、会社側は契約をたてに解約に応じない」など施設やサービスの内容に関するもの  
ウ、「据置期間経過後に保証金の返還を求めたが、理事会で据置期間を延長した等の理由により会社がなかなか応じようしない」など保証金の返還に関するもの  
エ、「スポーツクラブが閉鎖され、支払った金が返還されない」など倒産に関するもの

2 会則等適正化の方向

スポーツクラブへ入会する際の契約は、会社が一方的に作成した会則等を会員となる者が承認するという形で行われている。会則等には、通常、会社と会員の間の権利義務関係及びトラブルの際の処理の基準等が定められている場合が多く、突如と言わばサービスの提供約款としての性格をもっているのが現状では一般である。このため、会社側は、会則等の内容を会員となる者に十分開示すべきであり、適正な契約条件となるよう努めるべきである。

なお、スポーツクラブの中には、未だ会則等を定めず、また、サービス提供の条件等を定めた契約書も整えず営業しているものもあるが、サービスの利用条件、トラブルの際の責任関係等はスポーツクラブを選択する際の重要な基準であるから、これらのクラブにおいては早急に適正な会則等を制定すべきである。

次に、会則等の内容をみると、不当に会社側に有利なものもあり、その極端なものは裁判所が公序良俗に反するなど

として無効とする場合もあろう。しかし、裁判にまで至るのはまれであり、また、裁判所が無効とするのはかなり不合理な規定に限られることから会社も適正な内容の会則等を定めることは不可欠である。

以下には、スポーツクラブの会則等の中で改めるべき主要な点について、適正化の方向を示すこととする。

### (1) 会則等の性格

現在のスポーツクラブは、多くの場合、会員制クラブという形式を採っているが、会員相互の関係はほとんどなく、クラブを管理・運営する会社と独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体が存在しない場合が大部分である。また、内容的にもスポーツクラブの会則等は、これを承認して契約(入金)した消費者(会員)と会社との間の契約上の権利義務関係を定めている場合が大部分である。

現行では、「会則」、「規約」、「施設利用約款」など、さまざまな名称で契約条件が示されているが、その性格はあいまいである。法的には、クラブの会則などというよりも、クラブを管理運営する会社と消費者(会員)との間の約款とみるべきである。今後は、この報告書で示された方向に沿って契約条件を改善すべきである。

### (2) 会社の損害賠償責任

現行の会則等には、「会社は、施設内で盗難、傷害その他の事故が発生した場合に、いかなる損害賠償責任も負わない」としているものが多い。

しかし、施設内の事故責任には、民法第717条の規定も適用され、施設に瑕疵がある場合には、会社側の故意、過失の有無にかかわらず、会社側は会員に対し、損害賠償の責任があるとされている。スポーツクラブには、会員が通常の利用をする場合に安全面で瑕疵のない施設を提供する義務があると考えられることから、会社側の損害賠償責任を免責する規定は認めべきではない。他方、増設業者としての責任(商法第594条)を免責する規定も合理的な範囲にとどめるべきである。また、会社やその従業員には、会員に対する安全配慮義務があると考えられる。

実際には、ほとんどの会社が賠償責任保険に加入しており、会社としても損害賠償責任を免れることができないことは認識しているといえる。

このような免責条項を規定しておく、会員の損害賠償請求権の行使が妨げられるおそれがあることから、会則等にはこうした免責条項を規定すべきではない。

### (3) 会則等の改正

現行の会則等には、「会則の改正は、クラブの理事会の決議による」などとしているものがあるが、会則等は実質的には会社と会員の間の権利義務関係を定めているものであるから、会員の権利義務に関する部分を改正し、それを既に入会している会員に適用する場合には会員の個別的な承諾を得なければならないことを明記すべきである。また、会員の権利義務に関しない部分の改正は会社が単独で行うことも認められようが、その範囲と手続については会則等に明定すべきである。

これについては、昭和61年9月118に「ゴルフ場を経営する会社と独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体を有しない預託金会員制ゴルフクラブの会則は、会社と会員の間の契約上の権利義務の内容を構成しており、会則に定める預託金の据置期間を延長することは、会員の契約上の権利を変更することにほかならない。したがって、預託金の据置期間を延長するには、会員の個別的な承諾を得ることが必要であり、個別的な承諾を得ていない会員に対しての預託金返還時期を延滞する旨の会則改正の理事会決議は無効である」旨の最高裁判決(判例時報1214号68頁、判例タイムズ6235号74頁)が出ているが、この考え方はスポーツクラブについても適用されよう。

### (4) 会員の施設利用権サービス

消費者がスポーツクラブを選択する際の基準となるのはスポーツクラブのサービスの内容であるから、利用可能な施設・サービス及びその利用条件等は会則等に明定すべきである。また、「施設をどの程度利用できるのか」ということは会員にとって最大の関心事の一つであり、日常生活の中でスポーツを行うということが、スポーツクラブサービス需要の主要な動機の一つとなっている。このため、会員となろうとする者が入会契約締結時に、入会後、施設をどの程度利用できるのかを知ることができるよう、会員数の上限、コーチの数や資格、利用できる施設やサービスなど、適正利用を確保するための諸措置についてできる限り明確に会則等あるいはその細則に明記すべきである。さらに、最近スポーツクラブでテニススクール、スイミングスクール等のスポーツ教室を開講する例が増えているが、このために会員が施設を十分利用できなくなるといったことがないようにすべきである。

なお、会社がメディカルチェック等のサービスを行う場合には、会員がその結果を過大評価して不測の身体事故につながるおそれがある。それが当該スポーツを行うことができるという保証的な意味を有するものであるか、会員が自身で判断する際の参考としての情報提供にとどまるものであるか、その性質、それによって期待される会社の責任等を明記すべきである。

### (5) 会員からの解約、会員資格の譲渡

現行の会則等では、「保証金は据置期間の後、退会時に返還する」とし、「納入された入会金、会費は理由の如何を問わず返還しない」としているものが多い。また、会員資格の譲渡を禁止したり、譲渡の際に理事会等の承認を必要としているものが多い。

しかし、会員が解約申入をする場合であっても、混雑により施設が十分に利用できない場合、会員の転勤による場合等いろいろな場合が考えられる。そこで、会員の不可抗力の事由等によるときは、据置期間内であっても保証金を返還したり、入会金・会費を返還する場合を設けることを検討すべきである。会員資格は、合理的な理由がない限り他人に譲渡できるようにすべきである。また、会員資格の譲渡に理事会等の承認を必要とする場合には、理事会等が譲渡を承諾しない理由を合理的な範囲にとどめて明確に規定すべき、であるし、不相当な額の名義書置料は徴収すべきではない。

### (6) 会社からの解約

会社からの解約や除名の事由は個別に会則等に明定すべきであり、また、解約や除名が認められるのはやむを得ない場合に限定すべきである。現行の会則等の中には、「会員が会員相互の組織団体をつくったときには除名する」旨を書いたものもあるが、このような規定は改めるべきである。

また、「除名の場合には保証金を返還しない」としているものもあるが、除名の事由も含め、再検討すべきである。会社がやむを得ずクラブを閉鎖する場合は、会社側の都合による契約の終了であるから、この場合は保証金のほか、入会金や会費の未経過分も返還すべきである。

なお、会員に予想外の損失を与えないように保証金の返還を担保する措置を講じたり、会社の経営状態を開示することについても検討すべきである。

会社の経営の問題に関連して、施設の完成前の会員募集の問題がある。この場合、施設の開設時期が契約上不明

確であると会員の地位を不安定にし、会員の権利を損なうことになりかねないから、施設の開設時期を明記すべきである。

[ページ上部へ](#)